

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析 現在、雇用情勢は改善傾向にあるものの、地域差の拡大が見られる。総務省統計局の「労働力調査」により完全失業率（平成16年1月～3月）を地域ブロックごとに見ると、東海（3.7%）、北関東・甲信（4.0%）、中国（4.4%）などが比較的低水準であるのに対し、北海道（6.9%）、東北（6.2%）、近畿（6.0%）などは高水準となっており、地域の実情に応じた雇用機会の創出を図るために、地方自治体の産業政策、地域振興策と連携した雇用対策の推進が必要であるとともに、各地域の実情に応じて、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る必要がある。

また、雇用の場の確保を図るためには、今後の雇用創出が見込まれる分野における起業の増加が必要であるが、総務省「事業所・企業統計調査」を基に算出した最近の開業率は減少傾向（1996年から1999年の平均4.1%から1999年から2001年平均3.8%へと減少。）にある。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

実績目標1について

雇用機会が不足している地域における地域雇用開発促進助成金については、支給実績が平成14年度（676人）から大幅に増え、平成15年度においては2,210人となり、予算上の数値（2,787人）と比べ8割程度の達成率となっている。また、計画届によると、同地域において平成16年度は1万人以上の雇用増が見込まれるなど、地域における雇用創出の促進に資する見込みであり、有効であると考えられる。

実績目標2について

地域求職者に関する情報が適切に提供されていない地域については、地域求職活動援助事業を活用し、平成15年度は46都道府県59地域において約7万2千人の人材受入情報を収集し、求職者に提供した結果、約2万2千人の就職につながった。また、計233回の企業合同説明会を開催し、約7万2千人が参加し、約5千人（7.4%）の就職が図られており、地域の雇用創出に有効であったと考えられる。

しかし、当該事業の趣旨である都道府県の産業・雇用対策との連携方法や都道府県が行う雇用対策との役割分担、国が直接実施する事業との関係を明らかにしないまま実施している地域があったことなどから、平成16年度から、都道府県の企画・立案に基づく実施方式に改め、事業についても、国が直接実施する事業を質的に補完するものに限るものとしたところである。

実績目標3について

地域雇用促進奨励金（対象労働者の雇入れに対して支給）のうち高度技能労働者等の受入れに係るものは、利用実績等を勘案して、平成15年5月末に廃止し、将来にわたって雇用機会の創出に対する波及的効果のある特定人材の確保に支援対象を重点化した地域高度人材確保奨励金を新設した。

新設した地域高度人材確保奨励金は、計画期間（最大12ヶ月）が終了してから6

ヶ月後に支給されるため、平成15年度の支給実績は少ないが、計画受理人数は、相当数（245人）にのぼっており、今後の実績を注視していく。

なお、地域雇用促進環境整備奨励金（労働環境改善に資する設備等を設置・整備して対象労働者を雇い入れる場合に支給）は、支給実績等を勘案して平成15年5月末に廃止した（経過措置有）。

（参考）

- ・ 平成15年度地域雇用開発促進助成金（雇用機会が不足している地域）計画受理人数 11,842人
- ・ 平成15年度地域雇用開発促進助成金のうち、高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域分（地域高度人材確保奨励金）の計画受理人数 245人

実績目標4について

緊急地域雇用創出特別交付金については、平成15年度における新規雇用・就業者数は、各都道府県で策定した事業計画を約27,000人上回る約167,000人となっており、地域ニーズに応じた臨時・応急的な雇用創出が図られており、有効であったと考えられる。

実績目標5について

中小企業特別委託事業については、平成15年度における雇用維持・新規雇用就業者数は、各都道府県で策定した事業計画を約6,000人上回る約8,700人となっており、地域のニーズに応じた緊急・応急的な雇用維持・創出が図られており、有効であったと考えられる。

実績目標6について

地域に貢献する事業を行う法人を新たに設立し、非自発的離職者を雇い入れた事業主に対して、新規創業経費及び雇入れに係る費用を支援することは、雇用創出を図る上で有効な手段ではあるが、制度上、創業者等が利用するに当たって必ずしも容易ではない部分があったことから、平成15年度における支給実績は2件と低調であった。このため、創業希望者等からも意見を聴取しつつ、平成16年4月1日から要件緩和（非自発的離職者を3人以上雇い入れる要件を1人以上とする等）を行ったところであり、今後の実績を注視していく。

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

雇用機会が不足している地域における地域雇用開発促進助成金は、地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定する地域雇用機会増大計画に盛り込まれた地域等を対象とすることにより、効率的な助成を行うことが可能となっている。

実績目標2について

地域求職活動援助事業については、地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定する地域求職活動援助計画に盛り込まれた事業主団体等に事業を委託することにより、

効率的かつ効果的に地域の雇用情勢の改善を図るものであるが、都道府県の産業・雇用施策との連携方法や、都道府県が行う雇用対策との役割分担が明らかでなかったり、国が直接実施する事業との関係等を明らかにしないまま実施している地域が見られるなど、効率的な事業運営がなされていなかったことから、平成16年度から、都道府県の企画・立案に基づく実施方式に改め、事業についても、国が直接実施する事業を質的に補完するものに限ることとし、効率的な実施に努めているところである。

実績目標3について

地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定する地域高度技能活用雇用安定計画に盛り込まれた地域を対象とすることにより、当該助成金の趣旨に則した効率的な助成を行うことが可能となっている。

なお、平成15年5月末で、利用実績の低い地域雇用促進奨励金（高度技能労働者等の受入れに係るものに限る。）を廃止するとともに、より効率的な助成を実施する観点から、創業等を軌道にのせるために必要な経営基盤の強化に資する人材の確保の支援に重点化した地域高度人材確保奨励金を新設した。

実績目標4について

緊急地域雇用創出特別交付金については、都道府県が事業主体となることにより、地域の実情に応じた効率的な雇用・就業機会の創出が図られている。

実績目標5について

中小企業特別委託事業については、都道府県が事業主体となることにより、地域の実情に応じた効率的な雇用の維持及び雇用・就業機会の創出が図られている。また、平成16年4月から、従来の要件を見直すとともに、より雇用創出効果の高い事業類型を新たに設け、これに取り組む中小企業を支援することにより、地域における雇用創出を図ることとしている。

実績目標6について

地域雇用受皿事業特別奨励金は、今後成長が見込まれるサービス分野であって地域に貢献する事業を行う法人の設立を支援するものであり、将来的に雇用の創出・拡大が期待される分野を明確に支援対象とするものであることから、効率的に目標を達成できる政策手段といえる。

総合的な評価

地域雇用開発促進助成金、地域求職活動援助事業、緊急地域雇用創出特別交付金の活用により、地域の実情に即した雇用機会の創出等が図られ、目標をほぼ達成したと考えられる。

なお、高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域分については、平成15年6月から、創業等を軌道に乗せるために必要な経営基盤の強化に資する人材の確保の支援に重点化する一方、助成水準を手厚くした「地域高度人材確保奨励金」を創設する見直しを行った。

また、地域雇用促進環境整備奨励金については、前述のとおり、ニーズが乏しく利用実績が低迷しており、本助成措置の政策的必要性が低くなつたため、平成15年5月末をもって廃止した。

地域求職活動援助事業については、都道府県の産業・雇用施策との連携や民間団体である地域就職援助団体等の活用等による当該事業のメリットが活かされておらず、また、事業効果の検証方法に課題があったことから、平成16年度から、都道府県の企画・立案に基づく実施方式にするなど改善を図り、毎年度、当該事業に係る具体的目標を明確に定め、目標の達成状況について評価を行うこととしたところである。このため、16年度の事業運営について、注視していくこととしている。

地域雇用受皿事業特別奨励金については、実績が低迷しているため、より活用が図られるよう、平成16年4月から大幅な見直しを行った。

評価結果分類	分析分類
②	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

地域雇用受皿事業特別奨励金は、「改革加速プログラム」（平成14年12月12日、経済対策閣僚会議）において「地域雇用受皿事業特別奨励金（仮称）」を創設し、地域でのサービス分野における新設法人が3人以上の者を常用雇用した場合に支援を行う。」「当面の雇用・中小企業対策」（平成14年12月12日、産業再生・雇用対策戦略本部）において、「地域に貢献する事業を行う法人を設立し、3人以上の者を常用雇用した場合に、新規創業及び雇入れについて助成する制度を創設する。」とされたことを受けて創設された。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）において「地域雇用受皿事業特別奨励金の活用」、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）において「地域雇用受皿事業特別奨励金（新規創業経費及び雇入れに係る費用を支援）を活用することにより、地域における雇用機会の創出を推進する」とされている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし

⑥その他

地域求職活動援助事業については、平成15年度予算執行調査（財務省）において、「都道府県の産業・雇用施策との連携や民間団体の活用等による当該事業のメリットを活かす観点から、当該事業のスキームを基本にさがのぼって見直す必要がある。」との指摘を受けた。